

若手職員からのメッセージ



総務部労働保険徴収課

朝野 隆裕（平成30年10月採用）

厚生労働事務官(基準)を選んだ理由

柔道をしていたこともあり、高校生の頃より漠然と警察官になりたいと考えており、大学2回生の頃から公務員試験について調べ始め、その際に厚生労働事務官(基準)という仕事を知りました。

生活の基盤である仕事をする中で起こった労働災害に対して補償を行う労災補償業務に興味を持ち志望しました。

また、厚生労働事務官(基準)は大阪府内での異動であり、生活の見通しが立てやすいのも志望理由の一つになります。

現在の業務内容

昨年度までは、労働基準監督署の労災課で労災補償業務に従事していましたが、令和6年度の4月より労働保険徴収課へ異動となり、労働保険の徴収業務を行っています。

納付期限を過ぎても労働保険料が未納付である事業場に対して督促や催告を行い、それでも納付が行われない場合には財産照会をし、差押えを行っています。

また、納付期限を過ぎてから労働保険料を納付した場合には延滞金が発生するため、延滞金の計算を行い、事業場に納付書を発送しています。

上記の業務内容に加えて、分割納付の相談や窓口での現金領収等も行っています。

やりがいや達成感があった経験

労働基準監督署で労災補償業務を行っていた際に、労災に該当するか否かについて判断するため主治医に意見書を求めたり、請求人に話を聞いたり等数か月かけて調査を行っていた事案の調査が終了し復命書が完成した時は達成感を感じました。

また、これまで年金を受給していた方がお亡くなりになり、窓口に来られた受給者の配偶者の方から「長年ありがとうございました」と感謝された時は、人のお役に立てたというやりがいを感じました。

入局後の研修について

入局後、1週間の研修があり労働局の課ごとの業務内容についての説明が行われました。

入局から半年程度経過した際には、労働大学校にて全労働局の同期が集まり業務内容についての研修やレクリエーションが行われました。

初めて監督署への異動が決まった際は、事前に初任者研修が行われ、労災補償業務の基礎知識について学ぶことができました。

また、今年度初めて徴収課での勤務となったため、異動後課内研修が行われ、徴収業務について知ることができ、今後業務を行う上でとても参考になりました。

大阪労働局職員を目指す方へのメッセージ

労災補償業務、労働保険適用業務及び労働保険徴収業務等様々な業務があり、学ばなければならないことが多くありますが、先輩や上司に質問や相談がしやすい環境であり、働きやすい職場だと思います。

また、年次休暇が取得しやすいため、仕事とプライベートの両立がしやすい職場だと思います。

皆様と一緒に、大阪労働局で働くことができる日を楽しみにしております。